

## 平成21年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要

日 時 平成21年10月30日（金）15時10分～15時30分

場 所 農政局会議棟2階 農政第4会議室

出席者 局長、総務部長、総務部総務課長、総務部人事課長、総務部会計課長、整備部設計課長（代理：土木技術補佐）、企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課長、食糧部食糧調整課長、生産経営流通部農産課長（代理：総務補佐）、農村計画部農村振興課長、統計部統計調整課長

### 概 要

1. 農林水産省発注者綱紀保持規程の改正概要について説明
2. 平成21年度経過報告（中間）について説明
3. そ の 他

以 上

平成21年度  
九州農政局発注者網紀保持委員会（第2回）

会 議 資 料

日 時 : 平成21年10月30日  
場 所 : 農 政 第 4 会 議 室

## 1. 発注者綱紀保持委員会の趣旨

農林水産省においては、これまで公共工事における談合等の不正行為を排除することを目的に公共調達適正化のための様々な取り組みを行ってきたが、平成19年3月に地方農政局発注の水門工事に関して大規模な談合事件が、また、同年5月には緑資源機構の発注に関し、当省OBが関与した官製談合事件がそれぞれ発覚した。

このような中、農林水産省における入札談合防止対策の強化策の一環として、平成19年7月31日に発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保することを目的とする「農林水産省発注者綱紀保持規程」（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定され、本省においては平成19年8月3日に、九州農政局においては平成19年9月19日に「発注者綱紀保持委員会」を設置し、発注者の綱紀保持についての対策がとられることとなった。

### 【主な経緯】

|             |  |
|-------------|--|
| 平成19年3月15日  | 「農林水産省における入札談合防止対策の強化について」の報道発表                      |
| 平成19年7月31日  | 訓令、規則施行  |
| 平成19年8月3日   | 本省において「農林水産省本省発注者綱紀保持委員会」の設置                         |
| 平成19年8月16日  | ホームページにて「発注者綱紀保持対策について」の事業者への周知<br>「発注者綱紀保持マニュアル」の配布 |
| 平成19年9月19日  | 「九州農政局発注者綱紀保持委員会」の設置                                 |
| 平成19年10月19日 | 本省において各部局等の研修、講習の企画立案担当者（地方農政局発注者綱紀保持担当者等）に対する研修の開催  |
| 平成19年10月26日 | 「平成19年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）」の開催                      |
| 平成20年4月18日  | 「平成20年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）」の開催                      |
| 平成20年12月22日 | 「平成20年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第2回）」の開催                      |
| 平成21年4月17日  | 「平成21年度九州農政局発注者綱紀保持委員会（第1回）」の開催                      |

### 九州農政局発注者綱紀保持委員会設置要領の概要

- (1) 委員会の構成 別紙委員会名簿のとおり ※（資料1）参照
- (2) 委員会事務の内容  
委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - ① 規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関する事。
  - ② 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関する事。
  - ③ 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関する事。
  - ④ その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関する事。
- (3) 会議の開催時期
  - ① 定例会議は、委員長（局長）が招集し、原則として毎年度2回開催する。
  - ② 随時会議は、必要に応じ、委員長が招集し、開催する。

## 2. 農林水産省発注者綱紀保持規程の概要

○（参考資料）発注者綱紀保持マニュアル〔ポケット版〕（未定稿）

## 3. 平成21年度発注者綱紀保持研修等経過報告（中間） ※（資料2）参照

九州農政局発注者綱紀保持委員会委員

|     |              |
|-----|--------------|
| 委員長 | 局長           |
| 幹事  | 総務部長         |
| 幹事  | 総務部人事課長      |
| 幹事  | 総務部会計課長      |
| 幹事  | 整備部設計課長      |
| 委員  | 企画調整室調整官     |
| 委員  | 総務部総務課長      |
| 委員  | 消費・安全部消費生活課長 |
| 委員  | 食糧部食糧調整課長    |
| 委員  | 生産経営流通部農産課長  |
| 委員  | 農村計画部農村振興課長  |
| 委員  | 統計部統計調整課長    |
| 庶務  | 総務部総務課       |

## 平成 2 1 年度経過報告（中間）について

- 平成21年 4 月 17 日 「九州農政局発注者綱紀保持委員会（第 1 回）」の開催
- 平成21年 8 月 6 日 「九州農政局発注者綱紀保持研修（第 1 回）」の開催  
（管内事務（業）所工事課長等会議の一環で実施）
- 平成21年 8 月 27 日 本省開催「農林水産本省発注者綱紀保持研修（第 1 回）」に参加  
～ 28 日 （地方農政局等の発注者綱紀保持担当者等に対する研修）  
（川口監査官参加）
- 平成21年 9 月 28 日 「九州農政局発注者綱紀保持研修（第 2 回）」の開催  
（管内事務（業）所長会議の一環で実施）
- 平成21年 10 月 22 日 「九州農政局発注者綱紀保持研修（第 3 回）」の開催  
（管内事務（業）所次長会議の一環で実施）
- 平成21年 11 月 4 日 「九州農政局発注者綱紀保持研修（第 4 回）」の開催  
（予定） （管内事務（業）所用地・管理担当係長北ブロック会議の一環で実施）
- 平成22年 1 月中旬 「九州農政局発注者綱紀保持研修（第 5 回）」の開催  
（予定） （管内事務（業）所用地官会議の一環で実施）

※ 平成21年10月29日現在までに、不当な働きかけ等の報告はない。

農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年7月31日農林水産省訓令第22号）

最近改正 平成21年8月24日農林水産省訓令第15号

（目的）

第1条 この訓令は、農林水産省における発注事務に関し、発注担当職員及び管理監督者の法令遵守等の責務、事業者との応接方法、第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応等について定めることにより、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、「発注事務」とは、建設工事等（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品購入等及び役務等をいう。以下同じ。）における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、契約方式の選択及び入札、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに契約履行中及び完成時の履行状況の確認及び評価その他の建設工事等の発注に係る関連事務（発注に係る秘密（公表を制限された情報を含む。）を知ることのできる事務）をいう。

- 2 この訓令において、「管理監督者」とは、発注事務を担当する管理職員及び職員を監督する地位にある者をいう。
- 3 この訓令において、「発注担当職員」とは、発注事務を担当する職員をいう。
- 4 この訓令において、「事業者」とは、法人業者、共同企業体、組合その他の団体及び個人業者並びにこれらの役員、従業員、代理人その他これに準ずる者をいう。
- 5 この訓令において、「内局」とは、大臣官房の部及び課（大臣官房の部の課を除く。）、本省の局、農林水産技術会議事務局（筑波事務所を除く。）をいい、施設等機関及び地方支分部局を除く。

（発注担当職員の責務）

第3条 発注担当職員は、発注事務に関して、国民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

- 2 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、会計法（昭和22年法律第35号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の発注事務に係る会計法令等を遵守しなければならない。
- 3 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、透明性、公平性及び公正性の確保に十分留意するものとし、発注事務に関する苦情、相談、問い合わせ等があった場合は、必要に応じ管理監督者等と相談の上、適切に対応しなければならない。

(入札談合情報及び公益通報に関する事項)

- 第4条 管理監督者又は発注担当職員が入札談合に関する情報を把握し、法令違反との確証が得られない場合は、大臣官房経理課長が別に定めるところにより公正入札調査委員会へ通報するものとする。
- 2 管理監督者又は発注担当職員が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）による公益通報及びその相談を受け、通報対象事実と判明している場合においては、~~農林水産省職員内部通報処理要領第4条第2項農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報）第3条に規定する通報等受付・相談窓口公益通報受付・相談窓口~~へ報告するものとする。
- 3 第1項の公正入札調査委員会及び第9条の発注者綱紀保持委員会における審議の過程において、当該審議内容が前項の公益通報に係る事案であると判明した場合は、遅滞なく当該関係資料を大臣官房秘書課へ提出するものとする。

(管理監督者の責務)

- 第5条 管理監督者は、その職責の重要性を自覚し、発注担当職員の範となるよう自らを律しなければならない。
- 2 管理監督者は、発注担当職員との意思疎通を積極的に図り、良好な職場環境を確立しなければならない。
- 3 管理監督者は、第3条に規定する発注担当職員の責務が果たせるよう、発注担当職員を適切に指導監督し、適正な発注事務の確保に努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第6条 管理監督者及び発注担当職員は、落札者決定前における予定価格及び個々の入札における競争参加有資格者名その他の発注事務に関する職務上知り得た秘密（公表を制限された情報を含む。）を保持しなければならず、当該建設工事等に係る発注担当職員でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的外に利用してはならない。
- 2 管理監督者及び発注担当職員は、秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）し、その他これに類することを行ってはならない。ただし、発注事務の必要上、庁舎外の他の発注事務を担当する部署に持ち出し、又は送付する場合はこの限りでない。

(事業者との応接方法)

- 第7条 管理監督者及び発注担当職員は、事業者と接するときは、公平かつ適正に対応し、一部の事業者が有利又は不利となるように取り扱ってはならない。
- 2 管理監督者及び発注担当職員は、事業者との応接に当たっては、第12条第2号の場

所その他適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにするものとする。

(発注者綱紀保持責任者等)

第8条 管理監督者及び発注担当職員の綱紀保持を図るため、別表のとおり発注者綱紀保持責任者（以下「責任者」という。）及び責任者の事務を補助する者として、発注者綱紀保持担当者（以下「担当者」という。）を置く。

(発注者綱紀保持委員会)

第9条 内局及び外局（施設等機関及び地方支分部局を除く。以下同じ。）、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所の長（内局及び外局にあつては、第14条を除き、大臣官房長）は、大臣官房長が別に定めるところにより発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(第三者からの不当な働きかけを受けた場合の対応)

第10条 発注担当職員は、勤務時間の内外を問わず、次の各号に該当する第三者からの不当な働きかけ（対面、郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による手段等）を受けた時は、当該働きかけを拒否しなければならない。また、当該第三者に対して、不当な働きかけを受けた内容を記録し、公表する旨を伝えなければならない。

- (1) 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- (2) 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- (3) 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- (4) 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- (5) 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- (6) 公表前における発注予定に関する情報聴取
- (7) 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- (8) その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(報告等)

第11条 発注担当職員は、自ら担当する発注事務に関し、第3条、第6条及び第7条第1項に抵触すると思料される事実を確認し、又は不当な働きかけを受けたときは、速やかに所属の長及び担当者に対し、当該内容を別記様式による報告書に事実に基づき正確に記録し、報告するものとする。

2 担当者は、前項の規定による報告を受けたときは、関連する情報を取りまとめ、遅滞なく責任者に報告するものとする。

- 3 責任者は、前項の規定により受けた報告について、委員会に報告するものとする。
- 4 委員会は、当該報告を調査分析し、不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表するものとする。

(執務環境の整備等)

第12条 管理監督者は、発注事務を担当する課又は室の執務室（第1号において「執務室」という。）について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。
- (2) 発注担当職員が事業者と応接するための受付カウンターその他応接をするための場所の確保に努めること。

(発注者綱紀保持マニュアルの作成)

第13条 大臣官房経理課長は、発注担当職員その他の関係職員が発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、この訓令の運用方法等を定める発注者綱紀保持マニュアルを作成するものとする。

(研修、講習等の開催)

第14条 大臣官房経理課長並びに施設等機関、地方支分部局及び農林水産技術会議事務局筑波事務所の長は、発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図るため、発注担当職員その他の関係職員に対し、研修、講習等を実施するものとする。

- 2 大臣官房経理課長は、内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所の長が実施する研修、講習等の企画立案を担当する者に対し、研修、講習等を実施するものとする。
- 3 大臣官房経理課長、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所の長は、前2項に規定する研修、講習等の方針を定めるに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

(発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知)

第15条 内局及び外局、施設等機関、地方支分部局、並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所の長は、発注者綱紀保持対策の策定に当たっては、あらかじめ委員会の意見を聴くこととし、建設工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、競争参加有資格者に対し、発注者綱紀保持対策を掲示及びホームページにより周知するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この訓令は、平成21年8月24日から施行する。